

岩田合同法律事務所 ニュースメール

2024年8月号



岩田合同法律事務所

弁護士 [松田 章良](#)

弁護士 [別府 文弥](#)

弁護士 [豊田 康興](#)

第1 はじめに

マレーシアでは、本年7月31日、個人情報保護法 (Personal Data Protection Act 2010) の改正案 (Personal Data Protection (Amendment) Bill 2024) が連邦議会で可決されました。(以下「本改正法」といいます。)

本改正法による主要な改正内容は、欧州のGDPRによる規制内容に、マレーシアの規制内容をハーモナイズさせるものですが、本改正法の施行に伴い、マレーシアの個人情報保護規制が大きくアップデートされることから、本ニュースレターにより、本改正法の概要を紹介いたします。

第2 本改正法の概要について

1 罰則の強化

本改正法は、data controller (以下「データ管理者」といいます。なお、改正前は “data user” という単語が使用されていましたが、本改正法において欧州の規制であるGDPRと平仄を合わせる形で “data controller” に変更されています。) が、本改正法6条乃至12条 (以下、本改正法につき単に条項のみ記載します。) に定める7つの原則 (5条1項) に違反した場合において、改正前より重い罰則を定めています。

改正前は、最大 30 万リングット（約 1,000 万円）の罰金又は 2 年以下の禁錮刑と定められていましたが、本改正法は、最大 100 万リングット（約 3,300 万円）の罰金又は 3 年以下の禁錮刑に変更されています（5 条 2 項）。

2 データ処理者に対するセキュリティ原則の適用

改正前においては、データ管理者のみが規制の対象であったところ、本改正法は、新たに data processor（専らデータ管理者のために個人データを処理し、自己の目的で個人データを処理しない者をいい、データ管理者の従業員を除く。以下「データ処理者」といいます。）に対し、9 条に定めるセキュリティ原則に従うことを義務付けています（5 条 1 項(A)）。かかるデータ処理者に対する規制についても、概ね欧州 GDPR による規制内容が踏襲されています。

3 データ侵害の通知義務

本改正法は、データ管理者に対して、データ侵害が生じたと判断するに足りる合理的な理由がある場合、Personal Data Protection Commissioner（以下「コミッショナー」といいます。）に対し、コミッショナーが指定する方法及び形式に従い速やかに通知することを新たに義務付けており、当該義務に違反した場合には 25 万リングット（約 800 万円）の罰金又は 2 年以下の禁錮刑を科しています（12 条 B(1)(3)）。

また、データ侵害が重大な場合には、コミッショナーへの通知に加え、データ主体（data subject）への通知が義務付けられます（12 条 B(2)）。

4 DPO の任命及び届出の義務化

本改正法は、データ管理者及びデータ処理者に対して、その組織内において 1 名以上の data protection officer（以下「DPO」といいます。）を任命したうえで、コミッショナーに対し、コミッショナーが指定する方法及び形式に従い通知することを新たに義務付けています（12 条 A）。任命された DPO は、データ管理者及びデータ処理者が本改正法を遵守していることを確認する責任を負います。

5 データポータビリティ権の付与

本改正法は、データ主体がデータ管理者に対し、自身の個人データを自身が選択する他のデータ管理者に移転するよう要求できる権利（以下「データポータビリティ権」といいます。）を新たに付与しています（43 条 A）。

データポータビリティ権を行使するに当たっては、技術的な実現可能性及びデータ形式の互換性に問題がないことが条件とされています（43条A(2)）。

6 生体認証データに関する規定

本改正法では、人の物理的特性、生理学的特性及び行動的特性に関連する技術的処理の結果生じる個人データを「生体認証データ (biometric data)」として新たに定義し、生体認証データを sensitive personal data（以下「センシティブ個人データ」といいます。）に含むと規定しています（4条）。

その結果、生体認証データについて、センシティブ個人データに関する規定（40条に定めるデータ処理における明示的なデータ主体の同意要件等）が適用されることとなります。

7 個人データの越境移転

改正前は、監督官庁が官報で告示する国・地域（いわゆるホワイトリスト国）に対する個人データの越境移転が認められていました。

本改正法においては、ホワイトリストが廃止され、マレーシア個人情報保護法制と同等の個人データ保護規制が課されていると認められる国・地域に対する個人情報の越境移転が認められることとなります（129条2項）。

第3 最後に

上述のとおり、本改正法は、データ管理者やデータ処理者に対する新たな義務を課しており、マレーシアの個人情報保護法の適用を受ける場合には留意が必要となります。

また、データ侵害の通知義務やDPOの届出義務の履行等に当たっては、今後公表される本改正法の下位規則にてその詳細が規定される予定ですので、動向を注視する必要があります。

【執筆者】



[松田章良](#)（弁護士）

Email: amatsuda@iwatagodo.com

2006年東京大学法学部卒業、2008年弁護士登録、Columbia Law School (LL.M.) 修了。個人情報保護、国際関係法務・渉外業務（取引）、IT・サイバー法、国際仲裁・国際紛争解決、訴訟・紛争解決を得意とする。



[別府 文弥](#)（弁護士）

Email: fbepu@iwatagodo.com

2010年東京大学法科大学院修了、2017年 University of California, Berkeley School of Law (LL.M.)修了。
2011年弁護士登録、2018年カリフォルニア州弁護士登録。
Drew & Napier LLC, シンガポールオフィス駐在。
米・欧・東南アジアを始めとするクロスボーダーのM&A取引、個人情報保護法制、紛争解決、その他企業法務全般（国内・国際商取引、労働法関係）に関する法的助言を行う。



[豊田 康興](#)（弁護士）

Email: yasuoki.toyoda@iwatagodo.com

2021年東京大学法科大学院修了、2023年弁護士登録。
コーポレート案件など、企業法務全般の業務を取り扱う。

岩田合同法律事務所

1902年（明治35年）、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を開設したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。開設当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として広範な分野で多数の企業法務案件に関与しております。日本人弁護士約100名が所属するほか、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国弁護士経験を有する米国人コンサルタント等も所属し、特別顧問として、元金融庁長官中島淳一氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング 15階

岩田合同法律事務所 広報： newsmail@iwatagodo.com

※本ニューズメールは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があります、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。